様式第5号(第5条関係)

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年　　月　　日  下水道排水設備指定工事店証  出雲市上下水道事業管理者  　出雲市下水道条例第6条の規定に基づき、下記の者を出雲市下水道排水設備指定工事店として指定します。 | | | |
|  | 指定番号 | 第　　　　　　　　号 |  |
| 指定工事店名  (商号) |  |
| 営業所所在地 |  |
| 代表者氏名 |  |
| 指定の有効期間 | 年　　月　　日から  年　　月　　日まで |
| １　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日か  ら起算して３か月以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。  　２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った  日の翌日から起算して６か月以内に、出雲市を被告として（訴訟において出雲市を  代表する者は出雲市上下水道事業管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提  起することができます。  　３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１  　　年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することは  　　できなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があっ  　　た日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の  　　取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。 | | | |